

令和元年10月1日よりタクシーの運賃が変わります ～消費税率改定に伴う運賃改定について～

令和元年10月1日実施の消費税率改定に伴う新たなタクシー運賃について、令和元年8月30日付けで公示しました。これにより、10月1日から、消費税率の引き上げ分を反映したタクシー運賃が適用されることとなります。

1. 実施時期：令和元年10月1日

2. 消費税転嫁の概要（別添）

各地域の運賃表は関東運輸局HPをご覧ください。

HPアドレス：

① 公定幅運賃の範囲の指定について（R1.8.30改正）

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokaisi/date/kouteihaba_1.pdf

② 公定幅運賃の範囲の指定について（R1.8.30改正） ※茨城県鹿行交通圏

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokaisi/date/kouteihaba_2.pdf

③ 自動認可運賃等について（タクシー）（R1.8.30改正）

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokaisi/date/jidouninka_1.pdf

3. 消費税転嫁・公示の考え方

（1）現行の自動認可運賃等の初乗運賃額に110/108を乗じて10円単位に四捨五入した額を改定初乗運賃額とするとともに、改定による増収が事業収入全体で110/108の範囲内となるよう調整して改定加算距離を設定。

（2）「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく特定地域等は「公定幅運賃」、それ以外の地域は「自動認可運賃」として公示。

国土交通省本省でも同時にプレスしております。

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 小林・春原

電話：045-211-7246(直通)・FAX：045-201-8802

(配布先)横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会(ハイク等専門紙)

(別 添)

タクシー運賃の消費税転嫁概要

都県	運賃ブロック	転嫁前				転嫁後			
		初乗距離	初乗運賃額	加算距離	加算運賃額	初乗距離	初乗運賃額	加算距離	加算運賃額
東京都	特別区・武三地区	1.052km	410円	237m	80円	1.052km	420円	233m	80円
	多摩地区	2.0km	730円	276m	90円	2.0km	740円	271m	90円
	島しょ地区	2.0km	680円	236m	80円	2.0km	690円	232m	80円
神奈川県	京浜地区	2.0km	730円	293m	90円	2.0km	740円	288m	90円
	相模・鎌倉地区	2.0km	730円	293m	90円	2.0km	740円	288m	90円
	小田原地区	1.8km	770円	247m	90円	1.8km	780円	243m	90円
埼玉県	埼玉県A地区	2.0km	730円	301m	90円	2.0km	740円	296m	90円
	埼玉県B地区	2.0km	730円	299m	90円	2.0km	740円	294m	90円
千葉県	千葉県A地区	2.0km	730円	289m	90円	2.0km	740円	284m	90円
	千葉県B地区	2.0km	730円	291m	90円	2.0km	740円	286m	90円
群馬県	群馬県A地区	2.0km	770円	278m	90円	2.0km	780円	274m	90円
	群馬県B地区	1.8km	770円	219m	90円	1.8km	780円	216m	90円
栃木県	栃木県地区	2.0km	730円	281m	90円	2.0km	740円	276m	90円
茨城県	茨城県地区	2.0km	730円	282m	90円	2.0km	740円	277m	90円
	山梨県A地区	1.8km	770円	268m	90円	1.8km	780円	264m	90円
山梨県	山梨県B地区	1.8km	730円	244m	90円	1.8km	740円	240m	90円

運賃額は普通車の距離制運賃上限値

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について

一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 運賃適用地域

- 特別区・武三地区（特別区・武三交通圏）
- 多摩地区（北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏）
- 島しょ地区（島しょ区域）
- 京浜地区（京浜交通圏）
- 相模・鎌倉地区（県央交通圏、湘南交通圏）
- 小田原地区（小田原交通圏）
- 埼玉県A地区（県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏）
- 埼玉県B地区（県北交通圏、秩父交通圏）
- 千葉県A地区（京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏）
- 千葉県B地区（東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、外房交通圏、南房交通圏）
- 群馬県A地区（東毛交通圏、中・西毛交通圏）
- 群馬県B地区（沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏）
- 栃木県地区（栃木県全域）
- 茨城県地区（茨城県全域）
- 山梨県A地区（甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏）
- 山梨県B地区（峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏）

2. 自動認可運賃表

別紙のとおり

附則

本公示は、平成26年2月28日から適用する。

附則（平成28年12月20日 一部改正）

本公示は、平成28年12月20日から適用する。ただし、福祉輸送サービスに係る運賃については、当面の間、改正前の自動認可運賃・料金表に基づく運賃の設定を認めることとする。

附則（平成29年3月15日 一部改正）

本公示は、平成29年3月15日から適用する。

附則（令和元年8月30日 一部改正）

本公示は、令和元年8月30日から適用する。ただし、特別区・武三地区の福祉輸送サービスに係る運賃については、当面の間、平成28年12月20日改正前の自

動認可運賃・料金表に基づく運賃に、令和元年10月1日に実施される消費税率引上げ分を転嫁した運賃・料金表に基づく運賃の設定を認めることとする。

群馬県A地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	870 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,640 円	30 分 3,640 円
B 運賃	860 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,600 円	30 分 3,600 円
C 運賃	850 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,560 円	30 分 3,560 円
D 運賃	840 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	830 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	3,470 円	30 分 3,470 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	830 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,420 円	30 分 3,420 円
B 運賃	820 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,380 円	30 分 3,380 円
C 運賃	810 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,340 円	30 分 3,340 円
D 運賃	800 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,300 円	30 分 3,300 円
下限運賃	790 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,260 円	30 分 3,260 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,200 円	30 分 3,200 円
B 運賃	770 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,160 円	30 分 3,160 円
C 運賃	760 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,120 円	30 分 3,120 円
D 運賃	750 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,080 円	30 分 3,080 円
下限運賃	740 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,040 円	30 分 3,040 円

群馬県B地区 自動認可運賃・料金表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	870 円	187 m 90 円	1 分 10 秒 90 円	4,470 円	30 分 4,470 円
B 運賃	860 円	189 m 90 円	1 分 10 秒 90 円	4,420 円	30 分 4,420 円
C 運賃	850 円	191 m 90 円	1 分 10 秒 90 円	4,370 円	30 分 4,370 円
D 運賃	840 円	194 m 90 円	1 分 10 秒 90 円	4,320 円	30 分 4,320 円
下限運賃	830 円	196 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	4,260 円	30 分 4,260 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	830 円	200 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	4,020 円	30 分 4,020 円
B 運賃	820 円	202 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	3,970 円	30 分 3,970 円
C 運賃	810 円	205 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	3,920 円	30 分 3,920 円
D 運賃	800 円	208 m 90 円	1 分 15 秒 90 円	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	790 円	210 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	3,830 円	30 分 3,830 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	780 円	216 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	3,680 円	30 分 3,680 円
B 運賃	770 円	219 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	3,630 円	30 分 3,630 円
C 運賃	760 円	222 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	3,590 円	30 分 3,590 円
D 運賃	750 円	225 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,540 円	30 分 3,540 円
下限運賃	740 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	3,490 円	30 分 3,490 円

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け公示。）の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 適用する営業区域

都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏
埼玉県	県南中央交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏
群馬県	中・西毛交通圏
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏
山梨県	甲府交通圏

2. 公定幅運賃 別紙のとおり

3. 適用日 令和元年10月1日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）
本公示は、平成27年10月1日以降適用する。

附 則（平成28年12月20日 一部改正）

本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

附 則（平成29年3月15日 一部改正）

本公示は、平成29年3月15日以降適用する。

附 則（平成30年10月1日 一部改正）

本公示は、平成30年10月1日以降適用する。

附 則（平成31年4月11日 一部改正）

本公示は、平成31年4月11日以降適用する。

附 則（令和元年8月30日 一部改正）

本公示は、令和元年8月30日以降適用する。

中・西毛交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	870 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,640 円	30 分 3,640 円
B 運賃	860 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,600 円	30 分 3,600 円
C 運賃	850 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
D 運賃	840 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	D 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	830 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	下限運賃	3,470 円	30 分 3,470 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	830 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,420 円	30 分 3,420 円
B 運賃	820 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,380 円	30 分 3,380 円
C 運賃	810 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,340 円	30 分 3,340 円
D 運賃	800 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,300 円	30 分 3,300 円
下限運賃	790 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,260 円	30 分 3,260 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	780 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,200 円	30 分 3,200 円
B 運賃	770 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,160 円	30 分 3,160 円
C 運賃	760 円	281 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,120 円	30 分 3,120 円
D 運賃	750 円	285 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,080 円	30 分 3,080 円
下限運賃	740 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,040 円	30 分 3,040 円

2. タクシー(初乗距離短縮)

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃		
A (上限運賃)	1.522km 690 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	1.516km 680 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	1.510km 670 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	1.504km 660 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	1.498km 650 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃		
A (上限運賃)	1.490km 650 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	1.484km 640 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	1.478km 630 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	1.470km 620 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	1.464km 610 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.452km 600 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	1.444km 590 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	1.438km 580 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	1.430km 570 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	1.422km 560 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

3. タクシー(加算時間短縮)

①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,640 円	1,210 円
B 運賃	3,600 円	1,200 円
C 運賃	3,560 円	1,180 円
D 運賃	3,510 円	1,170 円
下限運賃	3,470 円	1,160 円

②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,420 円	1,140 円
B 運賃	3,380 円	1,120 円
C 運賃	3,340 円	1,110 円
D 運賃	3,300 円	1,100 円
下限運賃	3,260 円	1,090 円

③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A (上限運賃)	3,200 円	1,060 円
B 運賃	3,160 円	1,050 円
C 運賃	3,120 円	1,040 円
D 運賃	3,080 円	1,020 円
下限運賃	3,040 円	1,020 円

4. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。